〇 目 的

在留外国人が在留手続,雇用,医療,福祉,出産・子育て,子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう,情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む地方公共団体を支援

- 交付対象
 - 111団体(都道府県47,指定都市20,市区町村44)
 - ※ 外国人住民が1万人以上または5千人以上かつ住民に占める外国人 住民の割合が2.0%以上
- ※ 東京都特別区については,外国人住民が1万人以上かつ住民に占める 割合が6.0%以上
- 交付額
- (1)整備費:必要経費の全額(限度額1千万円)
- (2) 運営費:必要経費の2分の1 (限度額1千万円)
- ※ 運営費の地方負担については、地方交付税措置を講ずることとしている。
- 対象経費
- (1)整備費:新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の

拡充に必要な経費

(2) 運営費: 一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経

費

〇 決定状況

整備費及び運営費の両方,若しくはいずれかに交付を決定

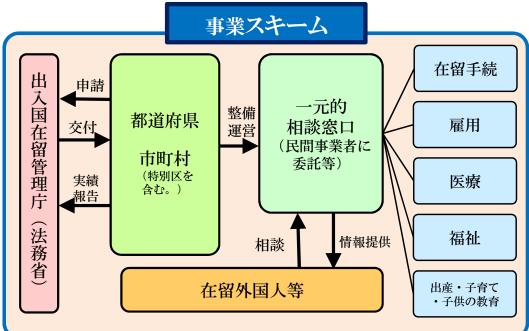
95団体(整備費80団体,運営費93団体)

3次募集の変更点等

- 交付対象 全地方公共団体(1,788団体)
- <u>交付限度額</u> (整備費・運営費)

都道府県(47団体) 1,000万円 外国人住民5千人以上(105団体) 1,000万円 外国人住民1千人以上5千人未満(290団体) 500万円 外国人住民500人以上1千人未満(199団体) 300万円 外国人住民500人未満(1,147団体) 200万円

- ※ 平成31年1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口,人口動態及び世帯数」による外国人住民数
- 3次募集の募集期間:9月9日~12月27日



令和元年9月10日入管配布資料。